

忠岡町防犯カメラ設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、忠岡町補助金交付規則（昭和52年忠岡町規則第8号）に基づき忠岡町内の地域犯罪を防止するための防犯対策として忠岡町内の自治振興協議会（以下「自治会」という。）に対し、忠岡町防犯カメラ設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、安全で、安心なまちづくりを推進し、住民の安全確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会とは、地区の特性を生かし、地域の実情に即した個性豊かな地域社会づくりをめざし、住民参加のもと、地区の自治振興を図ることを目的として組織された団体をいう。
- (2) 防犯カメラとは、街頭犯罪、侵入盗等の未然防止を図るために、固定して設置される映像撮影装置で、映像を記録する機能を有する機器を備えたものとする。

(補助要件等)

第3条 この要綱の補助金の対象となる自治会は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 防犯カメラの設置場所については、警察及び町の助言を受けるものとし、面的な設置に努めること。
- (2) 防犯カメラの円滑な管理運営を行うため、防犯カメラ管理運営規程を策定し、管理責任者等の指定を行うとともに、記録画像は個人情報であることから、犯罪の発生の確認等に限定した利用の制限を明記するなどプライバシーの保護に十分配慮すること。
- (3) 防犯カメラの撮影対象範囲内の住民の同意を得ていること。
- (4) 防犯カメラの設置が自治会の総意であること。
- (5) 防犯カメラの設置にあたっては、設置箇所の占用許可等を受けていること。
- (6) 防犯カメラの設置を示す看板を必ず取り付けること。
- (7) 防犯カメラは、継続して6年以上設置すること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、自治会が負担する防犯カメラの設置に要する費用のうち、保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費用を除く次の費用とする。

- (1) 防犯カメラの購入費用（ただし、防犯カメラの操作等のために補助的に用いるパソコン等の機器の購入に要する費用は除く。）
- (2) 専用ポール設置工事費用

(3) ケーブル設置工事費用

(4) 防犯カメラの設置を示す看板及び防犯カメラの設置地域であることを示す看板等の設置費用

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条に規定した補助対象経費の2分の1以内(1,000円未満の端数は切り捨てる。)の額とする。ただし、1台につき200,000円を補助限度額とする。

2 この要綱による補助金の交付は、毎年度予算の範囲内において行う。

(交付申請)

第6条 前条に規定する補助金の交付を受けようとする自治会の代表者(以下、「交付申請者」という。)は、次に掲げる書類を添えて、補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第1号の2。事業費の内容及び自己資金等の内訳等が記載されたもの)

(2) 防犯カメラ及び看板の設置予定箇所の位置図及び現況写真

(3) 防犯カメラの撮影対象範囲を記載した平面図

(4) 防犯カメラの撮影対象範囲内の住民等の同意書

(5) 防犯カメラの管理に係る運用規程

(6) 防犯カメラの管理責任者等の届出書類

(7) 防犯カメラの購入等に係る見積明細書及びカタログ等の写し

(8) 前各号に掲げるものの他、町長が必要と認める書類等

(交付申請の取下げ)

第7条 前条の規定による補助金の交付申請者は、当該申請を取下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を町長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第8条 町長は、第6条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、補助金交付指令書(様式第2号)により交付申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業計画の変更)

第9条 交付申請者が補助金の交付決定の通知を受けた後に、事業計画を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書(様式第3号)に、必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(事業計画の変更承認通知)

第10条 町長は、前条の規定による申請があったときは、変更内容の適否を審査し、変更すべきものと認めたときは、事業計画変更承認通知書(様式第4号)により交付申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた自治会は、防犯カメラの設置が完了したときは、事業実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて当該防犯カメラの設置が完了した日の翌日から起算して30日以内に町長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書(様式第5号の2)

(2) 防犯カメラの設置に係る請求書及び領収書の写し

(3) 防犯カメラの設置に係る位置図等

(4) 防犯カメラの設置後の現況写真及び防犯カメラの撮影状況を示す写真

(5) 道路の占用許可書及び使用許可書の写し(道路上に防犯カメラを設置した場合に限る。)

(6) 私有地の占用同意書(私有地に防犯カメラを設置した場合に限る。)

(7) 占用する電柱等の占用許可書等、位置図及び電柱番号一覧表等(電柱等に防犯カメラを設置する場合に限る。)

(8) 前各号に掲げるものの他、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による事業実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、その報告内容が補助金の交付決定の内容(これに条件を付した場合にあっては、その決定の内容及び条件)に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定指令書(様式第6号)により交付申請者に通知し、補助金を交付する。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金交付指令書の交付を受けた自治会が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の決定を取り消し、若しくは減額し、又はすでに補助金が交付されているときはその全部若しくは一部を期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 補助金を目的外に使用したと認められるとき。

(3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。

(4) 補助事業の変更若しくは中止又は事業の遂行の見込みがないとき。

(5) 補助事業の内容が不正と認められたとき。

(6) その他この要綱に違反したとき。

(財産の管理等)

第14条 補助金の交付を受けた自治会は、当該事業により取得した財産について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。